

市民委員会資料②

1 平成26年第1回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第 6号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

市民・こども局

(平成26年2月13日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例</p>
<p style="text-align: right;">平成24年6月26日条例第29号</p>	<p style="text-align: right;">平成24年6月26日条例第29号</p>
<p>(欠格事由)</p>	<p>(欠格事由)</p>
<p>第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人となることができない。</p>	<p>第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人となることができない。</p>
<p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>ア 第17条第1項(第7号から第9号までを除く。次号において同じ。)又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、その手続が行われる原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの</p>	<p>ア 第17条第1項(第7号から第9号までを除く。次号において同じ。)又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、その手続が行われる原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者で指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの</p>
<p>イ 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者</p>	<p>イ 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者</p>
<p>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	<p>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
<p>エ 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、<u>第208条の2</u>、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はそ</p>	<p>エ 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、<u>第208条の3</u>、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はそ</p>

改正後	改正前
<p>の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このオにおいて同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号イにおいて同じ。）</p> <p>(2) 第17条第1項又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法第47条第2号に該当するもの</p> <p>(4) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>(5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの</p> <p>(6) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの</p> <p>(7) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p>	<p>の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このオにおいて同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号イにおいて同じ。）</p> <p>(2) 第17条第1項又は第2項の規定により指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続が行われた場合において、指定特定非営利活動法人に該当しないこととなった日から5年を経過しないもの</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法第47条第2号に該当するもの</p> <p>(4) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>(5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの</p> <p>(6) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの</p> <p>(7) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p>